

## 名桜大学海外研究発表助成費の手続きに関する内規

(平成25年4月24日制定)

(目的)

第1条 この内規は、本学に勤務する専任教員の学術研究活動を奨励し、教育的効果  
を高めるため、海外研究発表助成費について必要な事項を定める。

(支給対象期間)

第2条 助成費支給対象期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(申請書類)

第3条 助成を希望する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに会計課に提出しな  
ければならない。

(1) 海外研究発表助成費計画書(様式第1号)

(2) 学会の概要を示す資料

(3) その他、学会に関連する資料

(選考方法)

第4条 海外研究発表助成費計画書に基づいて教育研究審議会において公正な審議を  
行い、助成対象者及び助成費を決定する。ただし、選考は新規申請者を優先するこ  
ととする。

(交付額及び交付方法)

第5条 海外研究発表助成費の交付額は、当該年度予算の範囲内及び旅費規程第2条  
並びに旅費支給内規別表に基づき、次に掲げる旅費を対象に30万円を上限として  
交付する。

(1) 航空運賃または船舶運賃(旅費規程第2条に基づく実費額)

(2) 宿泊費(旅費規程第2条に基づく実費額)

(3) 車賃等(旅費支給内規別表)

(使用の制限及び不支給)

第6条 次の各号の一に該当する者は助成を受けることができない。

(1) 休職中の者

(2) 学内外の機関から、当該学会参加にかかる経費の助成を受けている者、また  
は受ける予定の者

(3) 申請年度内に退職する者

(報告)

第7条 助成を受けた者は、学会終了後、速やかに学長に海外研究発表助成費報告書  
(様式第2号)を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 この内規に関する庶務は、会計課において処理する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成29年10月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年2月14日）

この内規は、平成31年4月1日から施行する。